

マイナンバー制度に便乗した不正な勧誘や個人情報の取得にご注意ください

- マイナンバーの通知や利用、個人番号カードの交付などの手続で、
・国の関係省庁や地方自治体などが、口座番号や口座の暗証番号、所得や資産の情報、家族構成や年金・保険の情報などを聞いたり、お金やキャッシュカードを要求したりすることは一切ありません。
・ATMの操作をお願いすることも一切ありません。
こうした内容の電話や手紙、訪問には応じないでください。
- 電話、メール、訪問などにより、マイナンバーの安全管理対応の困難さなどを過度に誇張した商品販売や不正な勧誘などには十分注意してください。
- マイナンバーの関連であることをかたったメールが送られてきた場合、自分の勤務先など送付者が明らかなものを除き、安易に開封しないよう、注意してください。
- 『なりすまし』の郵送物にご注意ください。
・マイナンバーは、『通知カード 個人番号カード交付申請書 在中』、『転送不要』と赤字で書かれた封筒に入って、簡易書留で各世帯に郵送されます。普通郵便でポストに入っていることはありません。
また、配達員が代金を請求したり、口座番号などの情報を聞いたりすることはありません。
・個人番号カードの交付申請の返信用封筒には、顔写真や個人情報を含んだ申請書を入れて、返信いただくことにしています。返信用封筒の宛先が『地方公共団体情報システム機構』であるか、ご確認ください。個人番号カードの交付申請書に口座番号などを記載することはありません。
- 『あなたの名前やマイナンバーを貸してほしい』といった依頼は詐欺の手口です。こうした手口で、人を欺くなどして、他人のマイナンバーを取得することは法律により罰せられます。なお、不正な提供依頼を受けて自分のマイナンバーを他人に教えてしまっても、刑事責任を問われることはありません。

《ご相談は、各窓口まで》

【マイナンバー制度全般のご相談は、こちら】

- 内閣府／マイナンバー専用コールセンター ☎0570-20-0178
(平日9:30～22:00、土日祝日(年末年始を除く)9:30～17:30)

【通知カードや個人番号カードのご相談は、こちら】

- 総務省／個人番号カードコールセンター ☎0570-783-578
(平日8:30～22:00、土日祝日(年末年始を除く)9:30～17:30)

【不審な電話などを受けたら、こちら】

- 消費者ホットライン ☎188

【詐欺など被害に遭われたら、こちら】

- 警察／相談専用電話 ☎＃9110



【問い合わせ】

- 通知カードや個人番号カードの交付等に関すること 町民課窓口サービス係 ☎内線112～115
- マイナンバー制度全般に関すること 総務課広報情報係 ☎内線211・217～219

10月末から、マイナンバーが記載された『通知カード』を順次配達しています

平成27年10月5日からマイナンバー制度(社会保障・税番号制度)がスタートしました。厚岸町においては、10月末からマイナンバー(12桁の個人番号)が記載された『通知カード』を、住民票の住所に簡易書留で順次配達していますので、大切に保管してください。

封筒の中に入っているもの	
	① 通知カード ご自分のマイナンバーが記載されています。ミシン目に沿って切り離し、大切に保管してください。『個人番号カード』の取得にも必要です。
	② 個人番号カード交付申請書 『個人番号カード』が必要な人は、必要事項を記入・押印し、顔写真を貼り付けの上、同封されている④の返信用封筒で郵送してください。
	③ 説明用パンフレット
	④ 『個人番号カード交付申請書』の返信用封筒

※10月5日時点の住民票に記載されている住所に届きます。『通知カード』を受け取ることができなかった人は、住民票のある市区町村にお問い合わせください。

こんな場面でマイナンバーを使います



平成28年1月から、『社会保障・税・災害対策』の行政手続でマイナンバーを使用します。

学 生	主婦・保護者	従業員	高齢者・障がい者など
・アルバイトの勤務先に ・奨学金の申請時に ・勤労学生の控除手続に	・パート・アルバイトの勤務先に ・出産育児一時金や育休の申請時に ・児童手当の申請時に	・扶養控除等(異動)申告書など会社に提出する税務関係書類に ・健康保険や雇用保険、年金などの手続に	・年金給付の手続に ・福祉や介護の手続に ・災害時の支援利用時に